

加工原料乳生産者経営安定対策事業参加申込要領

平成30年3月30日付け29農畜機第7086号
一部改正 平成30年5月25日付け30農畜機第1313号

1 総則

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、平成30年度における加工原料乳生産者経営安定対策事業の新規参加申込みを公募します。新たに参加を希望する者は、以下により応募してください。

2 応募対象事業

応募対象事業は、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－6。以下「要綱」という。）第2の1の（2）に定める事業です。

※ 本事業に参加する者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）第175条に規定する農業経営収入保険事業に加入できませんので、どちらか一方を選択してください。

3 参加者の要件

参加者の要件は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号）第2条に定める者であって（別添参照）、次の（1）から（3）のいずれかに該当する者です。

ただし、応募者（代表者又は役員等（経営を実質的に関与している者を含む。））が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である場合に応募できません。

- （1）生乳を第1号対象事業者（平成29年度までの指定生乳生産者団体（以下「旧指定団体」という。）を除く。）に生乳を出荷する生乳の生産者（生乳出荷事業者）
- （2）自ら生産した生乳を乳業者に直接販売する者（第2号対象事業者）
- （3）自ら生産した生乳を自ら乳製品に加工販売する者（第3号対象事業者）

※ 第1号対象事業者、第2号対象事業者及び第3号対象事業者の定義は、要綱第1に規定しています。

※ 旧指定団体は、次の10団体です。

ホクレン農業協同組合連合会、東北生乳販売農業協同組合連合会、関東生乳販売農業協同組合連合会、北陸酪農業協同組合連合会、東海酪農業協同組合連合会、近畿生乳販売農業協同組合連合会、中国生乳販売農業協同組合連合会

会、四国生乳販売農業協同組合連合会、九州生乳販売農業協同組合連合会、
沖縄県酪農農業協同組合

4 応募手続

(1) 提出書類

別紙様式第1号の「加工原料乳生産者経営安定対策事業参加申込書」に必要な事項を記載し、必要な書類を添付の上、提出期限までに提出して下さい。

(2) 提出期限

平成30年6月29日（金）正午必着

※ なお、提出期限後であっても酪農経営に新たに参入した者等、理事長が別に定める者にあつては随時応募を受け付けます。

(3) 提出先・問い合わせ先

ア 提出先

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
独立行政法人農畜産業振興機構 畜産需給部 生乳課あて

イ 問い合わせ先：同上

電話：03-3583-4126

ファクシミリ：03-3587-0768

電子メール：narashi（アットマーク）alic.go.jp

※ スпамメール対策のためカッコ内の@は省略しています。

※ お問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時00分～午後6時15分（正午～午後1時を除く。）にお願いします。

(4) 提出書類及び部数

別表「提出書類一覧」に掲げる書類を各1部提出してください。

(5) 提出に当たっての留意事項

ア 参加申込書の様式は、当機構ホームページ (<https://www.alic.go.jp>) からダウンロードしてください。その際は、必ず日本工業規格A4サイズ of 用紙を使用してください。

なお、参加申込書の様式の郵送を希望する場合は、(3)のイの問い合わせ先までご連絡ください。

イ 参加申込書は、可能な限りパソコンのワープロソフトにより作成してください。なお、手書きによる場合は、黒又は青色のボールペンを使用し、楷書で記入してください。

ウ 別紙様式第1号は両面印刷、別紙様式第2号から同第4号はそれぞれ片面印刷としてください。また、添付書類については両面印刷としてください。

エ 提出は、原則として「郵送・宅配便（バイク便を含む）」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「ファクシミリ」又は「電子メール」による提出は受け付けません。

オ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって、提出期限までに必着するようにしてください。

い。

オ 提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

5 審査結果の通知

機構は、参加申込者が応募の要件（必要な事項の記載、参加要件等）を満たしているか等について審査し、その結果について速やかに通知します。

その後の数量報告等の手続きについては、別途お知らせいたします。

別表 提出書類一覧

提出書類	提出が必要な者
参加申込書等	
① 加工原料乳生産者経営安定対策事業参加申込書 (別紙様式第1号)	すべての申込者
② 環境と調和のとれた農業生活活動規範 点検シート (家畜の飼養・生産) (別紙様式2号) ※ GAP 取得チャレンジシステムと同等以上の水準を実施する場合は不要です。	
③ 平成30年度配合飼料の価格差補填に関する数量契約書の写し	
要件確認のための書類	
① 第1号対象事業者との取引契約書の写し	第1号対象事業者に 生乳を出荷する者
② 乳業者との取引契約書の写し	第2号対象事業者
③ 農林水産大臣に提出した年間販売計画の写し	第2号対象事業者 第3号対象事業者
④ 交付対象数量に係る農林水産大臣からの通知の写し ※ 応募時点で通知を受けていない場合は、通知があり次第提出して下さい。	
法人の概要が分かる書類【法人の場合】	
①法人の概要 (別紙様式第3号)	法人
②定款又は規約	法人
【株式会社の場合のみ】	株式会社
③株主の人数が確認できる書類 ※定款に記載されている場合は不要です。	
事務委託先の概要が分かる書類【申請手続の一部を委託する場合】	
申請等事務委託の内容 (別紙様式第4号)	申請手続の一部を委託する申込者

別添

応募者の要件について

本事業に応募できる者は以下のとおりです。

- 1 畜産業を営む個人**
- 2 畜産業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は持分会社**
次に掲げる事項の全てに該当していること。
 - (1) 農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営んでいること。
 - (2) 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり、かつ、公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないこと。
 - (3) 持分会社にあつては、その法人の常時従事者たる社員（その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。）が、業務を執行する社員の数の過半を占めること。
- 3 農業協同組合**
- 4 農業協同組合連合会**
- 5 農事組合法人**
- 6 中小企業等協同組合**
- 7 一般社団法人又は一般財団法人**
- 8 農業協同組合もしくは農業協同組合連合会が株主となっている株式会社**
農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有していること。
- 9 畜産業を営む個人が構成員となっている団体**
次に掲げる事項の全てに該当していること。
 - (1) 畜産業を営む個人が直接の主たる構成員であること。
 - (2) その規約が次に掲げる事項の全てに該当していること。
 - ア 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定を含んでいること。
 - イ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - ウ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - オ 収支計算書及び会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。